

改善勧告に従わない認可保育所の公表について

日野市は、下記施設に対し、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第14条に基づく実地指導を実施し、その結果等における改善が不十分として設置者に対して、同法第39条第1項に基づく改善勧告を行いました。指定した期日までに勧告に従わなかったため、同法第3項に基づき、その旨を公表いたします。

1 対象施設の名称等

(1) 対象施設

名称 吹上多摩平保育園（東京都日野市多摩平六丁目1番地の2）
設置者 社会福祉法人 吹上会（東京都日野市東豊田三丁目12番地の7）
理事長 吉富 和枝（当該保育園の施設長を兼務）

2 端緒

日野市は、本施設に対して、法第14条及び日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱に基づく保育施設への定期的な実地指導として、令和4年3月に職員ヒアリング等を実施した結果、下記のとおり職員Aによる虐待行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為（以下「虐待行為等」という。）があったことが判明しました。

3 公表に至る経過

令和4年2月から3月に実施した実地指導において、複数の職員から虐待等を行っていることを確認。法人に対し、改善を求めるため文書指摘を行い、改善報告書の提出を求めたが、内容が不十分として再提出2回を含め、虐待等に関する改善内容が不十分として、7月に改善を求める勧告を行った。

勧告に伴う改善報告書においても、虐待等を否認。法人との話し合いで事実を確認するための調査等を行うように説明したが、調査を行ったことは確認ができなかった。

また、市は関係者に対し、虐待等における改善対策が講じられているかを確認する中で、虐待等の行為が勧告以降も行われていること、施設長が虐待等の行為を行っている事実を知りながら、対策を行っていないことが確認され、研修等も十分に実施されていないことから、公表を行うことにいたしました。

4 改善勧告の内容

(1) 改善勧告の内容

- ①児童に対する虐待の防止等のために直ちに必要かつ適切な措置を講ずること。
- ②児童の人権に十分に配慮し人格を尊重した保育を行うこと。

(2) 認定した事実

- ・言うことを聞かないとして園児の全身を締め付ける行為、園児を叩く等の暴力行為。
- ・園児を怒鳴りつける等の威圧的な言動、園児の心を傷つける発言等。
- ・女児を膝上に乗せて抱きしめる行為等、女児に対する過剰・不当な身体接触行為。
- ・園児を懲罰と称して部屋に置き去りにし保育を行わない等、園児を放置する行為。
- ・施設長兼理事長は、職員の児童に対する有害行為を知らず、当該職員に対する指導・教育、処分等の措置を適切に講じておらず、また、児童虐待の防止等のために必要な体制の整備も行っていない。

市は、勧告の中で、当該職員に対する指導の徹底、改善が図られるまで担任から外す、虐待防止マニュアルの策定及び研修の充実、保護者への再発防止策の説明など、具体的な対応方法などを示し、改善を求めていましたが、実施したことが確認できませんでした。

6 関係機関への相談・報告

日野警察署（虐待行為等及び監査の拒否・妨害に関する報告・相談等）

東京都福祉保健局指導監査部（指導監査等の実施に関する報告・相談等）

内閣府（子ども・子育て支援法や行政手続法についての報告・相談等）

7 今後の対応

上記のとおり、指定した期日までに改善勧告に従っていない事実を確認したため、行政手続法第13条に基づく弁明の機会を付与した後、法第39条第4項に基づく改善命令を行う予定。

園児に対しては、これまでも行っている臨床心理士による巡回ケアを行えるように、現在関係機関と調整を行っています。

保護者の皆様に対しては、説明会を開催し、保護者の声を聞かせていただき、真摯に取り組んでまいります。